

岩手県漁業調整規則の改正（案）の概要

1 規則改正の趣旨

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、平成30年12月14日に公布された漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）により漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正され、資源管理措置、漁業許可制度、漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直され、令和2年12月1日に施行されることとなりました。

法の改正に伴い、新たに都道府県漁業調整規則例（令和2年4月28日付け2水管第155号水産庁長官通知。以下「国の規則例」という。）が定められ、海面及び内水面の漁業調整規則例の一本化、知事許可漁業について大臣許可漁業に準じた手続きを行う等の規定の見直しが行われたことから、国の規則例に沿って、岩手県漁業調整規則（昭和42年規則第31号。以下「規則」という。）を改正します。

2 改正の概要

（1）海面及び内水面の規則の一本化等の所要の整備

現行の規則及び岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年規則第88号。以下「内水面規則」という。）の適用範囲があいまいであったため、河口付近における密漁の取締りについて疑義が生じる恐れがあることなどから、国の規則例に沿って規則の一本化を行います。これに伴い、内水面規則は廃止します。

また、法改正により知事許可漁業の許可手続き等が大臣許可漁業に準じるとされ、これを漁業者が理解しやすくなるよう、改正法の規定を規則にも記載（第5条から第7条、第9条から第14条第1号及び第2号、第15条、第16条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条から第22条、第24条、第52条並びに第54条関係）するなど、国の規則例に沿って所要の整備を行います。

（2）なまこ漁業許可の新設（第4条関係）

改正法第132条に定める「特定水産動植物」について、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第41条でうなぎ稚魚、あわび及びなまこが指定されたことにより、漁業許可及び漁業権に基づかないなまこの採捕が禁止されました。

これにより、現状のなまこ漁業が継続できなくなる漁業者がいることから、知事許可漁業になまこ漁業許可を新設することで、漁業者の操業を維持します。

なお、現行の規則において、潜水器漁業許可でなまこ漁業を可能としておりますが、組織的密漁の可能性があるため、密漁防止及び漁業取締りの観点から、潜水器漁業許可ではなまこ漁業を営めず、新たになまこ漁業許可を要することとします。

（3）知事許可漁業の許可の有効期間（第15条関係）

改正法第58条で準用する同法第46条第1項で、許可の有効期間は5年以内と定められましたが、これまでの許可の実態や漁業実態に合わせて、次のとおり許可期間を定めます。

知事許可漁業の種類	許可の有効期間	理由
小型定置網漁業	5年	類似の漁業である漁業権に基づく定置漁業の免許期間が5年であることから、これと同様の期間とするため
あわび漁業	1年	操業する者や資源が毎年大きく変動することから、これまでも許可期間を1年に短縮して許可していたため
なまこ漁業（新設）	1年	あわび漁業と同様に、操業する者や資源が毎年変動することが見込まれるため
かじき等流し網漁業 さけはえ縄漁業	1年	国の運用通知に従い、これまでも許可期間を1年に短縮して許可していたため
その他の漁業	3年	現状の期間で特に支障ないため

(4) 資源管理の状況等の報告（第21条関係）

改正法第58条で準用する第52条第1項において、知事許可漁業の許可受有者は、規則で定めるところにより、資源管理の状況や漁業生産の実績等の報告が義務付けられたため、次のとおり漁期終了後30日以内（最低年1回）として、報告期限を設けます。

ただし、国で捕獲頭数の管理を行っており、定期的に国から捕獲状況の照会があるいるか突棒漁業については、これまでどおり1ヶ月に1回の報告を求めることにします。

知事許可漁業の種類	報告の期限
いるか突棒漁業	翌月10日まで
その他の漁業	漁業時期の終了後30日以内

(5) かじき等流し網漁業における規制（第33条関係）

かじき等流し網漁業におけるさけ、ます、うみがめ類、くろとがりざめ、よごれの採捕禁止と、採捕したさめの魚体の保持は、中西部太平洋まぐろ類委員会で決められた国際ルールであり、これまでも大臣許可漁業では規制されていることから、知事許可漁業でもこの規制を遵守するため、罰則も含めて新たに規定します。

(6) 禁止区域の見直し（第38条及び第43条関係）

次のとおり、採捕禁止区域を定めている基点のうち、海岸工事等により消滅した基点について、これまでの禁止区域が大きく変わらない代替りの基点を設定するほか、禁止区域の設定が不要となった場所について、規制を解除します。

規制場所	規制の目的	変更内容	理由
閉伊川河口 (宮古市)	さけの保護	基点の変更 【旧】宮古港防波堤突端と宮古市白浜崎西端を結んだ線及び同市磯鶏かしあげ鼻の北方海岸線上300メートルの地点の標柱と同市重茂青磯岩を結んだ線 【新】宮古港出崎防波堤南端と同港藤原防波堤東端と同港藤原地区県営3号上屋北端を順次に結んだ線	一部の基点が消滅したため
宇部川河口 (九戸郡野田村)	同上	基点の変更 【旧】九戸郡野田村野田漁港灯台中心と同村大字野田第18地割前浜防潮堤北側曲部を結んだ線 【新】九戸郡野田村野田漁港灯台中心と同村大字野田第18地割野田地区海岸防潮堤2号陸閘南端を結んだ線	一部の基点が消滅したため
甫嶺川河口 (大船渡市)	同上	規制撤廃	東日本大震災後、河川の形状がさけの遡上に適さなくなり、さけの増殖事業を今後行わないこととしたため
安比川の合川 発電用取水えん堤付近 (二戸市)	水産動物保護	規制撤廃	水力発電所用取水えん堤が撤去され、水産動物が溜まりやすい河川形状が解消されたため

(7) 海面におけるうなぎの体長制限（第39条関係）

本県では、これまで内水面規則で全長30センチメートル以下のうなぎの採捕を禁止していますが、うなぎは国際自然保護連合のレッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されており、内水面だけでなく、海面における資源管理体制の構築も必要なことから、海面においても全長30センチメートル以下の採捕を禁止し、罰則も設定します。

(8) あわび漁業及びなまこ漁業における採捕禁止期間及び全長制限の適用除外（第39条関係）

本県では、つくり育てる漁業を推進するため、あわびやなまこの種苗放流を積極的に行っています。これまで、種苗の生産に使用する親個体は、効率的な生産のため、規則に基づく知事の試験研究等の適用除外の許可（以下「特別採捕許可」という。）により、規則で禁止されている時期に、規制されている大きさの個体を採捕していました。

法改正により、あわびやなまこ等の特定水産動植物は、漁業許可又は漁業権に基づかない採捕が禁止され、種苗生産用の親個体がこれまでの特別採捕許可では採捕できなくなりました。このため、あわびとなまこのつくり育てる漁業を維持するため、あわびとなまこの親個体を採捕する漁業に限り、採捕禁止期間と全長制限の適用を除外する規定を設けます。

(9) 規定の削除

ア 小型機船底びき網漁業の地域名称の削除

小型機船底びき網漁業の地方名称については、本県において十分定着していると考えられることから、国の規則例に沿って関係する規定を削除します。

イ 許可の内容に違反する採捕禁止の規定等の削除

内水面の水産動物の採捕許可における許可内容に違反した採捕の禁止、特別採捕許可における許可証の記載事項に違反した採捕の禁止が規定されていましたが、国の規則例に沿って関連規定を削除します。

これにより、今後は、内水面における採捕許可の内容に違反した採捕は、許可の条件（これまでの制限又は条件）に許可の内容を遵守するよう記載することにより、採捕許可の条件違反として扱います。一方、特別採捕許可証の記載事項に違反した採捕は、当該許可において適用除外された規定の違反として扱います。

ウ 火光利用敷網漁業の漁船の総トン数の制限及び光力制限の規定の削除

火光利用敷網漁業における漁船の総トン数の制限及び光力制限は、当該漁業許可を受けている漁業者のみが受ける制限であるため、これらを規則から削除し、許可の制限措置（これまでの許可の内容）において同様の漁船の総トン数の制限を、許可の条件（これまでの制限又は条件）において同様の光力制限を継続することとします。

エ 様式の削除

申請書及び許可証の様式について、国の規則例で記載項目のみを規定する形式に改められたことから、これに沿って改正します。

なお、参考となる様式については、県のホームページで公示する予定です。

(10) 罰則（第62条から第65条関係）

改正法に規定された罰則と、規則改正に伴い新設又は削除された規定に関する罰則について、別表のとおり改正します。

3 施行日

令和2年12月1日（漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日）とします。

【別表】 罰則の変更について

内容	改正前	改正後	理由
知事許可漁業の許可の内容違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	改正法の罰則に移行 (許可の制限措置違反: 3年以下懲役又は300万円以下罰金)
知事許可漁業の許可の制限又は条件違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	改正法の罰則に移行 (許可の条件違反: 6月以下懲役又は30万円以下罰金)
知事許可漁業の休業届違反	5万円以下の過料	削除	改正法の罰則に移行 (10万円以下の罰金)
船舶に対する停泊命令・検査命令違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	改正法の罰則に移行 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
無許可船に対する停泊命令違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	改正法の罰則に移行 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
無許可船に対する漁具・漁ろう装置の陸揚命令違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	改正法の罰則に移行 (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
内水面の採捕の許可の内容違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	関係規定の削除 (今後は許可の条件により担保し、違反した場合は「採捕の許可の条件違反」として扱う)
火光利用敷網漁業の光力制限違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	関係規定の削除 (今後は「許可の条件違反」として扱う)
火光利用敷網漁業の総トン数制限違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	関係規定の削除 (今後は「許可の制限措置違反」として扱う)
特別採捕許可証の記載事項違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	関係規定の削除 (今後は、解除元の規定の違反として扱う)
特別採捕許可の制限又は条件違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	削除	関係規定の削除 (今後は、解除元の規定の違反として扱う)
海面における全長30センチメートル以下のうなぎの採捕禁止	無し	新設 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	他の全長制限違反の罰則と同様の罰則とするため
かじき等流し網漁業による採捕禁止及び採捕したさめの魚体保持の違反	無し (一部の内容は許可の制限又は条件で規制)	新設 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	既に一部の内容を規制している許可の制限又は条件違反と同様の罰則とするため